平成２６年（フ）第９７号
静岡県浜松市北区三方原町755番地の２、前住所静岡県浜松市中区葵西４丁目13番17号
債務者　筒井太津夫
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第９８号
静岡県浜松市北区三方原町755番地の２、前住所静岡県浜松市中区葵西４丁目13番17号
債務者　筒井由紀子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第９９号
静岡県浜松市東区大蒲町101―７　英和マンション大蒲205号、住民票上の住所静岡県島田市竹下176番地の25
債務者　金子　義秋
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１００号
静岡県浜松市西区佐浜町1963番地の２
債務者　大﨑　昭子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
静岡県浜松市中区住吉５丁目25番14号　高台ビューハイツ201号室、前住所静岡県浜松市中区城北１丁目24番６号　グリーンコート池川Ａ501号室
債務者　山下　美穂（旧姓粟倉）
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１１８号
静岡県浜松市東区大蒲町105番地の５　ハイツカミムラ106号室、前住所静岡県浜松市東区上西町1322番地の２　フォーブル上西102号室
債務者　武田　義章
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１２１号
静岡県浜松市西区雄踏町山崎3739番地の３　コーポ槇Ⅱ101号室
債務者　軍司　義男
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１２９号
栃木県宇都宮市五代１丁目15番15号
債務者　竹内　晴重
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１４５号
栃木県鹿沼市上石川1192番地　コスモスＡ―107号、前住所栃木県宇都宮市大塚町２番14号
債務者　白井由美子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１７号
岐阜県下呂市萩原町萩原1388番地
債務者　松風　勝美
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月３日午後４時30分
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
岐阜県高山市上岡本町８丁目77番地
債務者　井口　吉秋
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月３日午後３時30分
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
滋賀県長浜市桜町11番地５
債務者　山田　和子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午前10時15分
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第４３号
岡山県赤磐市桜が丘東１丁目１番地63
債務者　砂田　　浩
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８４２号
埼玉県所沢市大字北秋津448―６　グランフォルム武蔵野３―102
債務者　小玉　　桂（旧姓米屋）
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８４３号
埼玉県蕨市錦町４丁目３―31―Ａ102
債務者　中井　良行
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部